

**第十五回トラストワース再生医療委員会審査会議
議事概要**

■日時：2026 年 4 月 14 日（火）18：00～19：40

■場所：オンラインミーティング

■出席委員：

当委員会 での役割	氏名	構成要件※1	設置者との 利害関係	役務の提供 （省令第 65 条関係）	成立要件の チェック ※2	備考
委員長	大和雅之	①	無し	無し	☑	
委員	嶽北和宏	②	無し	無し		
委員	山中修一郎	④	無し	無し		
委員	石田由美子	⑤	無し	無し		
委員	渡邊万里子	⑧	無し	無し		

※1. 構成要件

- ① 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家
- ② 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
- ③ 臨床医（現に診療に従事している医師又は歯科医師をいう。）
- ④ 細胞培養加工に関する識見を有する者
- ⑤ 医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家
- ⑥ 生命倫理に関する識見を有する者
- ⑦ 生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者
- ⑧ 1 から 7 までに掲げる者以外の一般の立場の者

※2. 成立要件

委員会の審議の場で、審議案件ごとに以下の要件を満たすことを確認してチェック。

- 1. 五名以上の委員が出席していること
- 2. 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること
- 3. 構成要件②、④、⑤又は⑥、⑧に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること
- 4. 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること
- 5. 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること

陪席者：小林 翔（トラストワース再生医療委員会事務局）

■審議前の開催要項の確認

1. Web 参加の委員との通信状況を確認し、委員会規程第 3 条に定める審査業務の進行に影響がないことを確認した。
2. 委員の出席を確認し、委員会規程第 8 条 2 項に定める審査業務の充足条件を満足していることを確認した。
3. 配布資料の確認
改善状況報告書及びそれに伴う変更届

■議題 6

審議案件

〈改善命令/変更審査〉

再生医療等提供機関：医療法人聖慈会 福岡 MSC 医療クリニック

再生医療等提供機関管理者：深松建史

再生医療等の名称：自己脂肪組織由来間葉系幹細胞を用いた膝関節治療【PB7230020】

事務局受領日：2026 年 3 月 31 日

議決不参加の委員：無し

再生医療等提供計画に関する役務提供者の審査業務への関わり：無し

説明者：提出された書類の事前確認により、本審査業務を行う上で必要なしと判断された。

技術専門委員：提出された書類の事前確認により必要なしと判断された。

議論の概要：

事務局： 本審査では、改善命令に対する当該クリニックの改善状況報告およびそれに伴う変更届を対象といたします。

改善内容の妥当性および当該内容が再生医療等提供計画書へ適切に反映されているかを中心に審議いただきたいです。

なお、改善計画と変更後の提供計画書に一部不一致が認められますので、事前にご説明させていただきます。

資料「別紙 10_救急連携医療機関の連携状況」では、現在救急医療連携先として計画書に記載のある今村病院に加え、他 3 病院に対し連携が取れる事が示唆されていますが、変更後の計画書では広瀬病院のみの追加となっております。

追記されていない福岡中央病院と福岡大学病院については、口頭でのみ連携を結んでいると報告を受けておりますが、本年 3 月 12 日の課長通知により、「連携は覚書等により委員会で確認されるべき」とされたため、口頭のみでの連携体制については、計画書から削除していただきました。

本対応については、九州厚生局に相談の上で実施しております。

様式第二として提出されている変更点としては、他に実施医師の追加等がございます。

山中委員：実施医師の救急対応能力については、大学病院の内科・外科に所属する医師であれば、定期的に救命講習を受講していることが一般的であり、大きな懸念はないと考えます。一方で精神科のみの経歴しか確認出来ない医師の追加を審議する場合は、別途確認が必要だと思います。

大和委員長：医師の適格性確認について、過度に要件を厳格化することには慎重であるべきだが、救命講習の受講歴等の基本的事項の確認は継続して行う必要があると思います。また、救急医療連携先の追加については、同一市内で距離的問題もなく、連携文書も確認できていることから、特段の問題はないと判断します。

上記意見について、他委員も同意。

その他の変更内容についても再確認が行われたが、特段の意見はなかった。

大和委員長：本委員会としては、計画書どおりの医療提供が法令遵守の体制下で実施可能かを確認する立場にあるが、その確認範囲には一定の限界があります。

本件の改善計画は、改善命令における指摘事項に対応しているものと評価できますので、計画書記載どおりに適切に運用されることを前提として、治療の再開は可能と判断します。

委員全員一致で賛成。

追加意見の有無を確認したが、異議は認められなかった。

事務局：それでは本件について、「適」と結論付けてもよろしいでしょうか。

委員全員一致で賛成。

審議結果：

本改善状況報告書及び変更届は再生医療等提供基準に従って問題なく提供再開できると考えられるため、「適」とする。

後日 4 月 27 日に当該再生医療等提供計画事項変更届書を「適」とする旨の意見書を発行。

—以上—

※【追記】

本件については、医療機関による届出後に九州厚生局より、提出資料中の医師の略歴書において臨床経験の有無に関する記載が確認できない旨の指摘が、再生医療

等提供機関に対してなされた。

これを受け、再生医療等提供機関より、当委員会に対し、臨床経験の有無を追記した修正版略歴書について再確認の依頼があった。

当委員会は、令和 8 年 5 月 26 日に修正版略歴書を受領し、令和 8 年 5 月 27 日に全委員より、問題なしとする旨の意見が得られた。

なお、本修正は医師の略歴書における臨床経験の有無の明記に係るものであり、既審査の結論を変更するものではない。

よって、当初の審査結果である「適」を維持することとした。